

法第111号
令和2年12月3日

岐阜県行政書士会会長 森 伸二 様

岐阜県知事

ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプランに基づく
対策の実施について（依頼）

県では、7月に策定した「岐阜県感染症対策基本条例」を踏まえ、新型コロナウイルスへの恐怖心、誤解や偏見により人を排除したり差別したりすることを「コロナ・ハラスメント」と呼び、9月1日には県内全市町村長の賛同を得て『ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言』を発出し、感染者や医療従事者、そのご家族などの関係者が不当な差別や誹謗中傷を受けることがないように、各種メディアを活用した啓発、相談窓口の周知などを行ってきたところです。

県における新型コロナウイルスの感染状況は、9月1日の「第2波非常事態宣言」解除後に15のクラスターが発生（11月29日時点）するなど、感染者数が徐々に増加していることから、すでに第3波であると考えられ、今後、忘年会、新年の親戚一同の会食、成人式の2次会など高感染リスクの機会が多数ある年末年始を控え、さらなる感染拡大が懸念される状況となっています。

県では、目下の感染の拡大に伴い「コロナ・ハラスメント」の増加も懸念されることから、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第22回（令和2年11月25日開催））において、今後とるべき対策を『ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプラン』としてまとめ、対策の徹底を図っていくこととしました。

コロナ・ハラスメントは重大な人権侵害であるとともに、ハラスメントを恐れて体調不良を隠して出勤したり、診療を控えたりする人が増加することにより感染の拡大にもつながるものであり、防止への取組が不可欠と考えます。

つきましては、「オール岐阜」でのコロナ・ハラスメント防止に万全を期すため、貴会におかれましても、ご協力・周知をお願い致します。

（添付資料）

- ・ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプラン（概要版）
- ・ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプラン

◆具体的な対策（別添『ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプラン』参照）

【各団体等が実施する対策】

- ① 感染防止対策担当者（ぎふコロナガード）を通じ、各団体等への周知を徹底
- ② 初動マニュアルを作成、コロナ・ハラスメントの予防にも配慮した感染防止対策を徹底 ※初動マニュアルについては、APのP7を参照してください。
- ③ 『ストップ「コロナ・ハラスメント」』宣言として、県から提示するポスターを事務所内等に掲示 ※ポスターは、完成次第 WEB で公開します。

所 属	法務・情報公開課		
担当係長	青 山	担 当	伊 藤
T E L	058-272-1111（内線2112）		
E-mail	c11124@pref.gifu.lg.jp		

ストップ「コロナ・ハラスメント」 アクションプラン（概要版）

～新型コロナウイルスを「正しく恐れる」対策～

1 オール岐阜での対策

(1) 正しい知識で正しく恐れる広報

- ・（県・市町村）各種メディアを活用した広報の徹底
- ・（事業所）担当者（ぎふコロナガード）を通じた周知
- ・（学校）いじめに繋がらないよう各学校での周知
- ・（外国人向け）国籍別のコミュニティ等を通じた周知
- ・（自治会）市町村を通じ自治会レベルへの周知徹底

○相談窓口の周知

- ・ 県人権啓発センター（058-272-8252）
- ・ 県在住外国人相談センター（058-263-8066）
※14か国語対応
- ・ 県精神保健福祉センター（058-231-9724）

(2) 法務局・弁護士との連携

- ・（法務局）相談窓口、ネットパトロールにより人権侵害が疑われる事案があった場合は法務局へ通報
※ネットパトロールについては、必要に応じ、被害に遭われた方が訴訟提起する際に証拠画像を提供
- ・（県）相談者へ法的助言を行う無料弁護士相談の実施

2 各分野における対策

(1) WEB・SNS対策：ネットパトロール

- ・(県) WEB、SNS を常時監視
※これまでに法務局へ通報する案件は8件発生

(2) 事業所対策：初動対応マニュアル整備

- ・(県) ハラスメント防止を含む初動ガイドライン提示
- ・(事業所) ガイドラインを踏まえマニュアル策定

(3) 学校対策：対応フロー整備、人権教育の充実

- ・(各学校) 県教育委員会の「コロナ対応フロー」を私立学校、大学、幼稚園、外国人学校等に提供、各学校はフローを踏まえマニュアル策定
- ・(各学校) 人権週間(12/4~12/10)における人権教育の推進

(4) 外国人県民への配慮：きめ細かな広報

- ・(県・市町村) 多くの外国人県民が集まる教会、飲食店、食材店、スポーツジム、外国人学校など国籍別のコミュニティを考慮した場所などにおいて実効性ある普及啓発を展開
- ・(県) チラシや動画など多言語啓発ツールを作成

- ハラスメントは「未知のウイルス」への恐れから生まれます。「正しい知識で正しく恐れる」ことを促進します。
- 感染した方を「思いやり」、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者の方々に「感謝」します。

ストップ「コロナ・ハラスメント」 アクションプラン

I 今後の県の対策

- 1 「オール岐阜」による広報・普及啓発
- 2 各分野における対策
 - 2-1 WEB・SNS対策
 - 2-2 事業所対策
 - 2-3 学校対策
 - 2-4 外国人県民へ配慮

II 県民の皆様へのメッセージ

コロナ・ハラスメントとは、新型コロナに対する恐怖心、誤解や偏見により誰かを排除したり、差別をする行為をいいます。

- 1 感染者自身に対する差別・偏見
- 2 (感染者が発生した)団体に属する方に対する差別・偏見
- 3 SNS、うわさ話などデマによる、いわれのない差別や中傷

岐阜県感染症対策基本条例（令和2年7月9日条例第44号）

第14条 何人も、感染症の患者、医療従事者等に対し、感染症のり患、そのおそれ等を理由として、不当な差別的取り扱い又は誹謗中傷をしてはならない。

令和2年11月

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

I 今後の県の対策

【1 オール岐阜での対策】

(1) 感染症を「正しい知識で正しく恐れる」広報

(方針)

ハラスメントは未知のウイルスへの恐れから生まれるもの。「どんなどきに人に感染させるのか」など、現在までに明らかになった新型コロナに関する正しい知識を周知徹底し「必要以上に感染を恐れる」ことからの脱却を促進。

また、ハラスメントや解雇を恐れて体調不良を隠して外出、出勤したり、診療や健康相談を控えることが無いよう啓発。

(対策)

(1) 【県・市町村】今後ともあらゆるメディア(新聞、テレビ、地デジ、ラジオ等)を活用し、広報を継続・徹底。

(広報する内容例)

- ・ 本県では感染が判明した方を医療機関又は宿泊療養施設に収容し「感染者の自宅待機ゼロ」を徹底。人に感染させる力を持った方が市中を出歩くことを極力抑えています。
また、学校等団体に感染者が発生した場合、「徹底的に濃厚接触者を洗い出し、迅速に検査を実施」。その団体に属する従業員、生徒の方などをむやみに恐れる必要はありません。
- ・ 新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させてしまう期間は「発症の2日前から発症後7～10日間程度」。退院者に感染させる力はありません。
- ・ 「濃厚接触者」は、感染者が他の人に感染させてしまう期間に、「マスク未着用」「至近距離(1m 以内)」で、15分以上接触した方を基本として保健所で決定いたします。
- ・ 最新の研究では、感染のリスクが高いのは「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活(寮生活など)」「居場所の切り替わり(喫煙室、休憩所など)」です。

- (2)【事業所】各事業所、団体における感染防止対策担当者（「ぎふコロナガード」）を通じ、各事業所への周知を徹底。
- (3)【学校】特に、学校でいじめに繋がらないよう、公立学校のほか、私立学校、大学等学校での周知を強化。
また、子どもからご家庭への周知を促進。
人権週間（12月4日から12月10日）において、コロナ・ハラスメント防止を含む人権教育の徹底。
- (4)【県・市町村→外国人】外国人県民に必要な情報が届くよう、国籍別のコミュニティ等を考慮し、実効性ある普及啓発を継続、徹底。
- (5)【市町村→自治会】地域の自治会に必要な情報が届くよう、市町村広報、自治会の回覧板により、正しい知識を周知徹底。
- (6)【県・市町村】相談・支援窓口の周知・徹底
- ① 県人権啓発センター 【058-272-8252】
 - ② 県精神保健福祉センター 【058-231-9724】
 - ③ 県在住外国人相談センター 【058-263-8066】
- ※14 か国語で対応

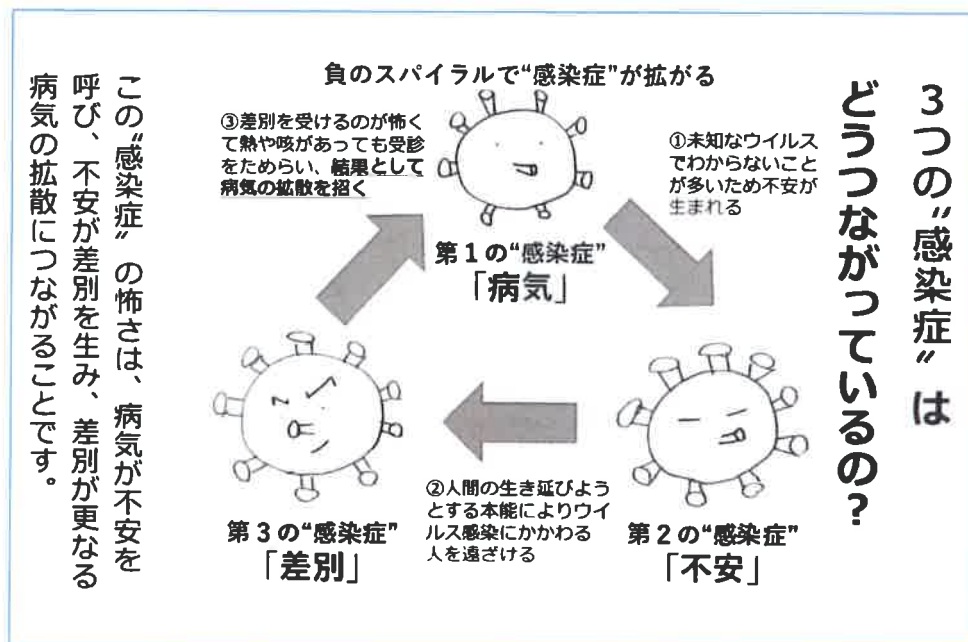
(2) 法務局・弁護士との連携

- (1) 【法務局】相談窓口・ネットパトロールにより、人権侵害が疑われる事案がある場合には、法務局へ通報。
- (2) 【県】県人権啓発センターに専任相談員を配置。相談者への法的助言等を行う無料弁護士相談を実施。必要に応じ、被害に遭われた方が訴訟提起する際に証拠画像を提供。

(県人権啓発センター相談実績(11月24日現在))
新型コロナに関する相談件数 延べ 19 件
(うちコロナ・ハラスメントは延べ 12 件(事案9件))

(周知資料例)

- ・ 県政テレビ番組『オール岐阜でストップ「コロナ・ハラスメント」』(4分)
(※10月に岐阜放送で放映。現在 YouTube で公開中)
- ・ 「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」日本赤十字社
- ・ 令和2年度版「人権の擁護 The Protection of Human Rights」法務省人権擁護局



↑日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」より抜粋

【2 各分野における対策】

(1) WEB・SNS対策：ネットパトロール

(方針)

いわれのない人権侵害(誹謗、中傷)発言が広く存在するとされるWEB、SNSに対し、県ではハラスメントを常時監視するネットパトロールを実施。

人権侵害が疑われる事案は、法務局へ通報する。

(対策)

- (1) 【県】新型コロナ人権侵害のネットパトロールを11月10日(火)から実施。

(ネットパトロールの概要)

- ・ 専門業者に委託し、岐阜県内における新型コロナウイルスに関する人権侵害(名誉棄損、プライバシー侵害、不当な差別的言動、識別情報の適示など)が疑われる情報について検索・監視。
- ・ 複数の検索エンジンを用いてキーワード検索を行うほか、目視によりページ間のリンクをたどるなどして問題投稿を広範囲に検出。
＜対象サイト＞SNS、掲示板、ブログ等のWEBサービス全般
- ・ 発見したサイトについて、内容・危険度に応じてリスクレベルに分類し、継続的に監視。
- ・ 悪質な書き込み等は投稿画像を保存し、被害者が希望すれば訴訟資料として提供。
- ・ 人権侵害が疑われる事案は法務局へ通報、プロバイダへ削除要請。

※運用実績(11月24日現在)

法務局への通報 8件(クラスターや感染者の個人情報記載、誹謗中傷)

その他の事例

- ・ 高齢者への悪口
- ・ 外国人への偏見、差別を助長する投稿
- ・ その他不安からくる感想・意見、冷やかし等

(2) 事業所対策：初動対応マニュアル整備

(方針)

事業所で感染者が発生した場合、ハラスメントを発生させないことに配慮した初動対応について、優良事例を参考に、ガイドライン(別添)を作成・提示し、各事業所はマニュアルを作成あるいは改訂し感染拡大、ハラスメントの発生の防止を図る。

また、『ストップ「コロナ・ハラスメント」』宣言の第2弾として、各事業所毎で宣言を行うことを促進する。

(対策)

- (1) 【県・事業所】初動対応のガイドライン(別添)を県が提示し、このガイドラインに基づき事業所、団体等は初動マニュアルを作成、コロナ・ハラスメントの予防にも配慮した感染防止対策の徹底を図る。
- (2) 【県・市町村】セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントと同様、雇用関係下においてコロナ・ハラスメントが潜在化している恐れ(請負契約、雇用契約の終了など)が考えられるため、あらゆる労働相談窓口においてもコロナ・ハラスメントの相談窓口の紹介を行う。

<コロナ・ハラスメント根絶への気運醸成>

- (3) 【事業者】『ストップ「コロナ・ハラスメント」』宣言として、県から提示するポスターを店内に掲示する。

○「コロナ・ハラスメント」をなくすための初動対応のガイドライン

事業所内の従業員で新型コロナ感染発生を覚知



(1) 本人、ご家族、保健所と連携し、事実関係を集約し正確に把握



(2) 事業所の責任者による情報公開・共有方針を決定・確認。併せて情報公開・発信の責任者を指定



(3) 情報公開・発信責任者は関係者(事業所の全従業員)に以下を情報共有

①感染者のプライバシー保護について

感染者情報を知りえている者は情報を拡散しないこと。知らない者は個人を特定する行動をしたり、SNSで不確定な憶測情報を拡散しないことを周知、徹底。

②感染の抑え込みについて

感染者の聞き取り等により、濃厚接触者(例:マスク無しで1m以内、15分以上の会話)を絞り込み、濃厚接触者本人に連絡し、検査を実施すること。連絡が無い者は濃厚接触者ではなく、感染リスクが低いことを周知、徹底。

③退院者への対応について

退院者は「感染リスクが無くなった人」であること。感染者を必要以上に排除したり、恐れないように周知、徹底。

④体調不良の場合について

体調不良者は行動をストップし、出勤を止め、医療機関に相談、検査を受けるよう周知、徹底。



(4) 必要に応じ感染者発生的事实を公表(ホームページ等)



(5) 以後、情報公開・発信責任者は

- ・関係者の検査実施状況とその結果の収集、集約
- ・ハラスメントの情報収集に努め、把握した際は関係機関に相談

『ストップ「コロナ・ハラスメント」』宣言啓発ポスターイメージ(案)



※ポスターは県 WEB ページからのダウンロード可とする。

(3) 学校対策：対応フロー整備、人権教育の充実

(方針)

学校で感染者が発生した場合、ハラスメントを発生させないことに配慮した初動対応について、優良事例を各学校に展開し、各学校はマニュアルを作成あるいは改訂し感染拡大、ハラスメントの発生防止を図る。

(対策)

- (1) 【各学校】コロナ・ハラスメントにも配慮した県教育委員会作成の「コロナ対応フロー」(7月下旬作成、9月改訂)を私立学校、大学、幼稚園、外国人学校等にも情報提供し、コロナ・ハラスメントの予防にも配慮した感染防止対策を促進する。
- (2) 【各学校】「人権週間」(12月4日～12月10日)を中心に、授業やLHR(ロングホームルーム)等において、啓発用動画、指導教材等を利用して、コロナ・ハラスメントを取り上げた人権教育の取り組みを実施。
- (3) 【各学校】先生方による日々の観察とともに、児童・生徒に対するアンケートをきめ細かく行うなどして、一人一人の心の不安を早期に把握、対応。

(4) 外国人県民への配慮: きめ細かな広報

(方針)

外国人県民自身の感染防止とともに、ハラスメントをしないよう、また、ハラスメントを受けた場合の相談窓口について、普及啓発の継続と徹底を図る。

さらに、外国人県民に的確に伝えるため、多言語かつ分かりやすい啓発ツールを活用する。

(対策)

【県・市町村】外国人県民に届くよう、多くの外国人県民が集まる教会、飲食店、食材店、スポーツジム、外国人学校など国籍別のコミュニティを考慮した場所や、留学生が在籍する教育機関、経済団体、技能実習生監理団体、地域の日本語教室、SNS、地域のインフルエンサーを通じた啓発など、実効性ある普及啓発を継続、徹底する。

【県】外国人県民に伝える多言語啓発ツールを作成、提供する。

(啓発ツール例)

○チラシ「NO! COVID-19 Harassment」

- ・ 14 言語対応(英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、韓国語、インドネシア語、タイ語、クメール語、ネパール語、ミャンマー語、スペイン語、マレー語、モンゴル語)



○動画(4分程度)

感染防止対策(マスク着用、手洗い、人との距離確保)、食事中の大声・食事前後のマスク無しは感染の高リスク、といった内容の動画(4分程度)

【Ⅱ 県民の皆様へのメッセージ】

ストップ！「コロナ・ハラメント」

(1) 戦うべきはウイルスであり、人ではない

誰もが感染する可能性があります。感染した人は被害者であり、敵はウイルスです。感染した方を思いやり、皆でウイルスと戦いましょう。

(2) 正しい知識で、正しく恐れる

感染した人が他の人に感染させる期間は「発症の2日前から発症後7～10日間程度」。また、退院者に感染させる力はありません。こうした「正しい知識」を持ち、人を排除したり、むやみに恐れないようにしましょう。

(3) 感染者が所属する団体の方を恐れない

県では、特定の団体で感染者が発生した場合、徹底的に濃厚接触者を洗い出し、迅速に検査を実施しています。その団体に属するというだけでその人を遠ざけたり、むやみに恐れないようにしましょう。

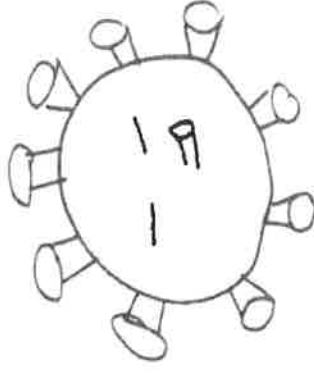
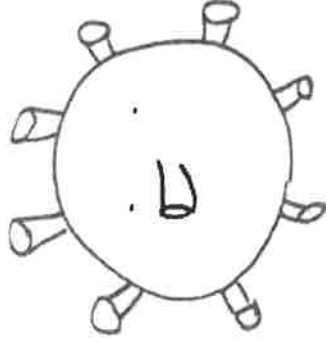
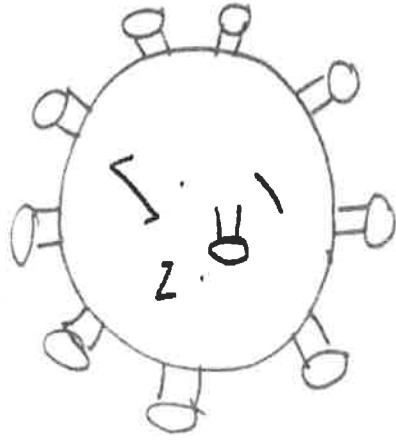
(4) 無責任な情報発信をしない

根拠のないうわさ話をしたり、不確かな感染情報をSNSなどにより拡散したりしないようにしましょう。また、誤った知識、うわさ、憶測などにまどわされず、見たり、聞いたりしても自分からは広げないようにしましょう。

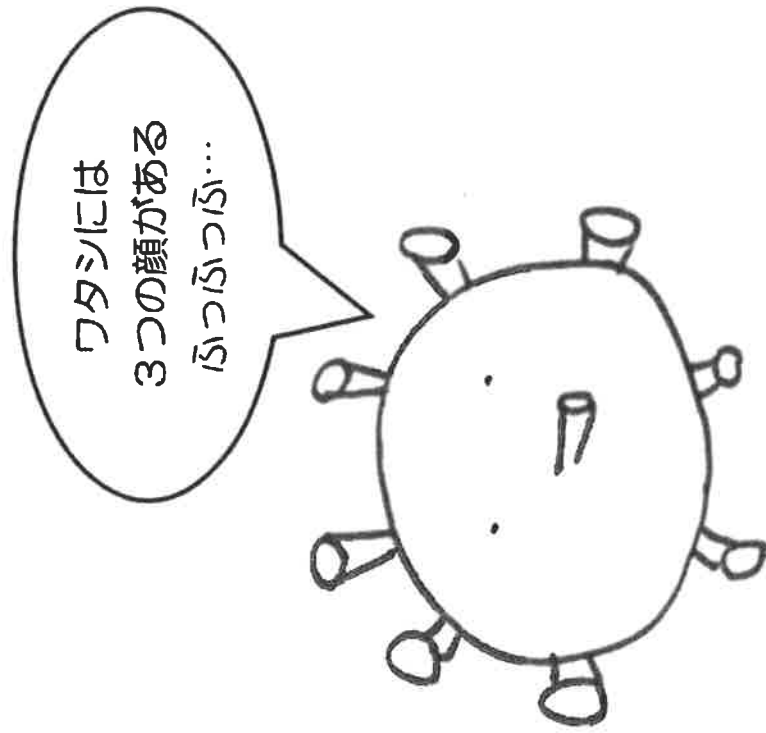
新型コロナウイルスの 3つの顔を知ろう！

～負のスパイラルを断ち切るために～

新型の
コロナです



新型コロナウイルスによる感染が
流行しています。



実はこのウイルスが怖いのは、

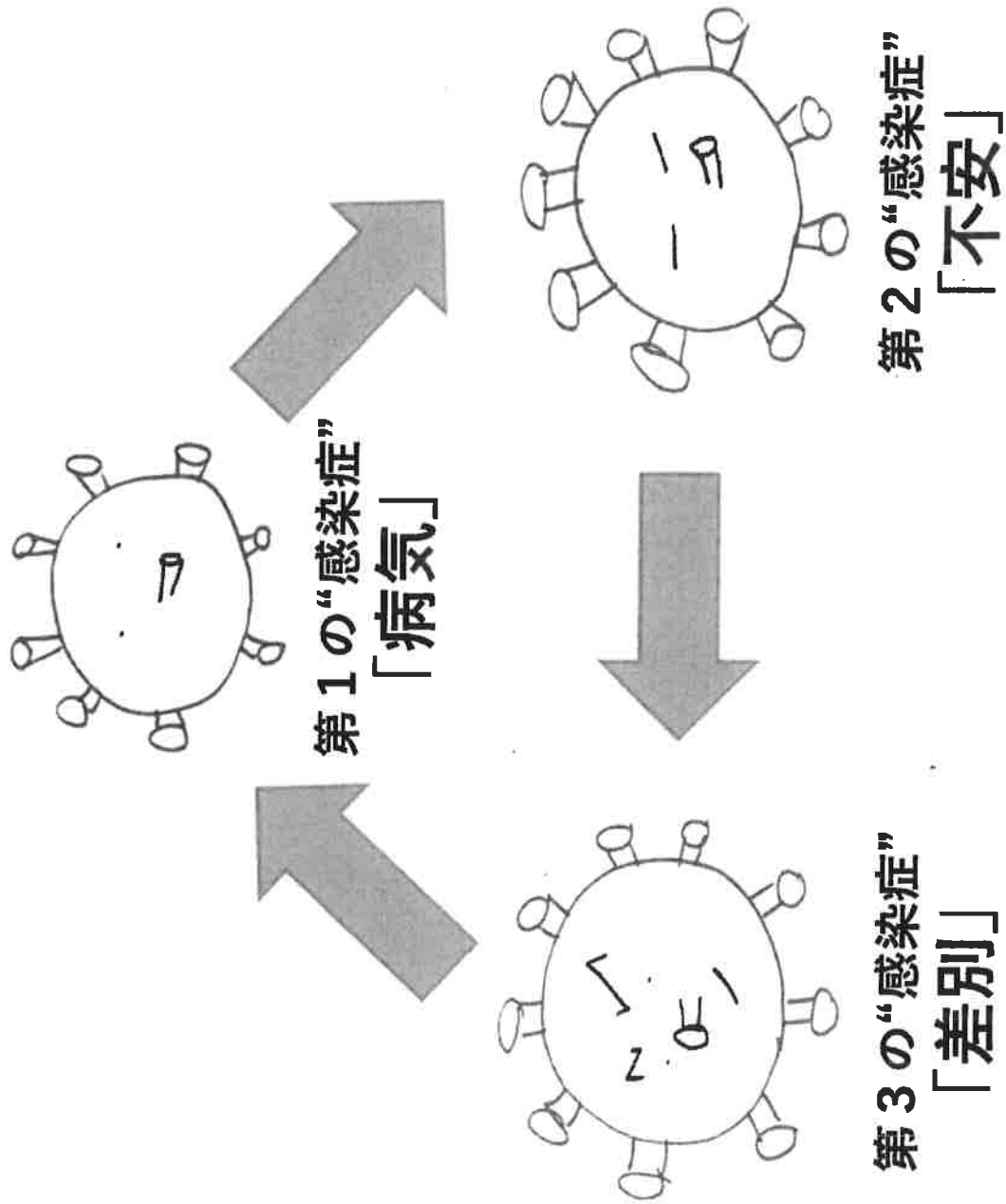
「3つの**“感染症”**」という顔
があることです。

知らず知らずのうちに私たちも

影響を受けていることをみなさんは

ご存知ですか？

3つの“感染症”は つながっている



みんなみんなが気を付けなると

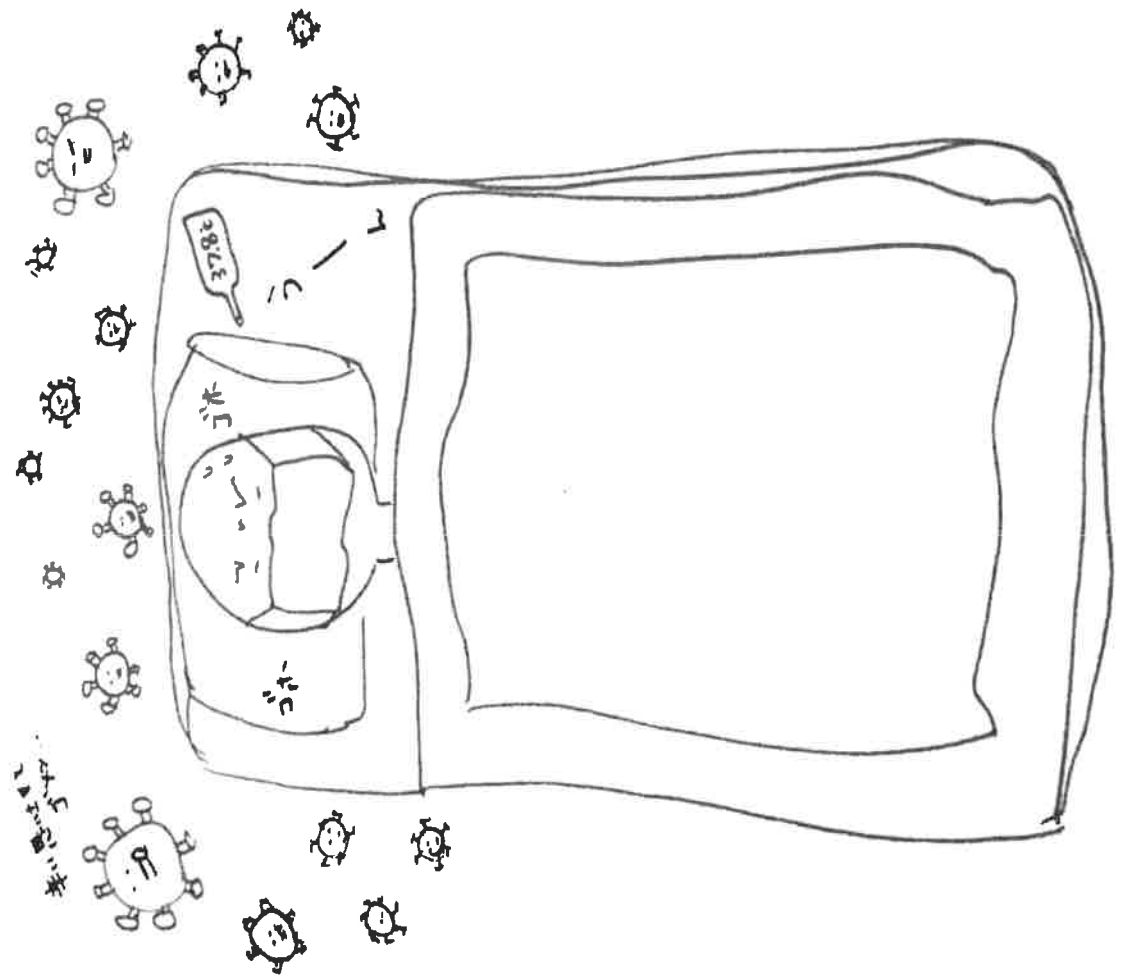
みんなはみんなやると力をつけていくよ...

ウイルスがもたらす

第1の“感染症”は 病気そのものです

このウイルスは、感染者との接触でうつるものがわかっています。

感染すると、風邪症状や重症化して肺炎を引き起こすことがあります。



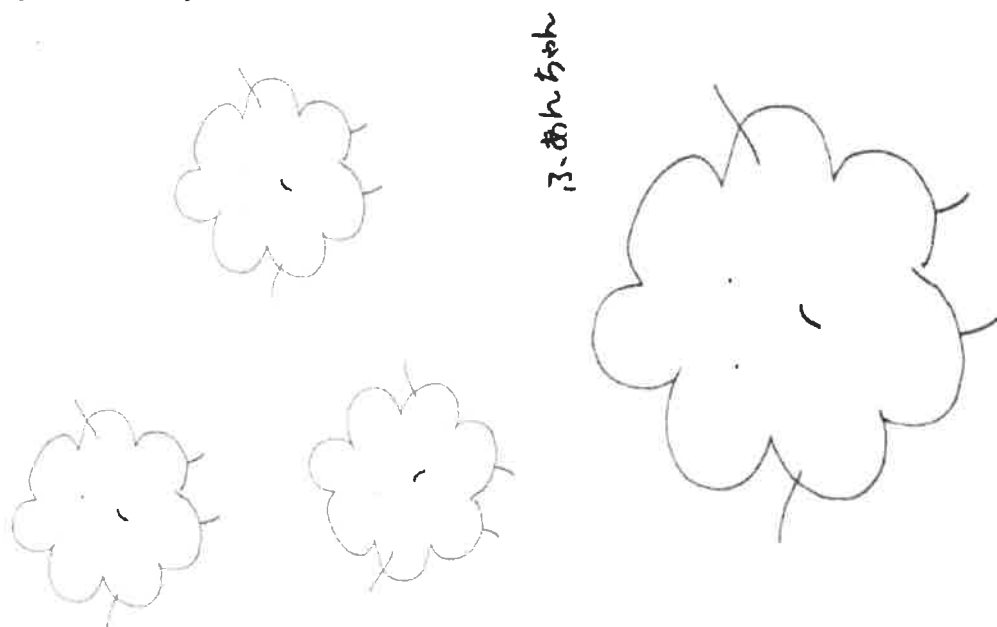
ウイルスがもたらす

第2の“感染症”は 不安と恐れです

このウイルスは見えません。ワクチンや薬もまだ開発されていません。

わからないことが多いため、私たちは強い不安や恐れを感じ、ふりまわされてしまっていることがあります。

それらは私たちの心の中でふくらみ、気づく力・聴く力・自分を支える力を弱め、瞬く間に人から人へ伝染していきます。



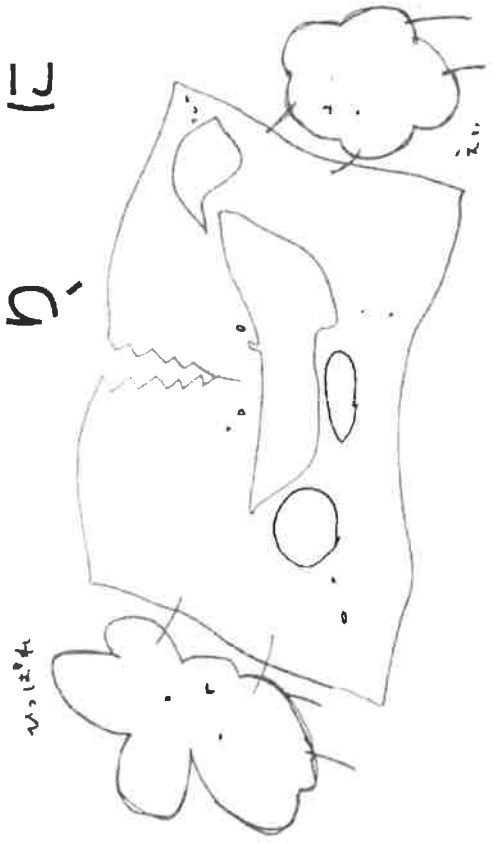
ウイルスがもたらす

第3の“感染症”は 嫌悪・偏見・差別です



不安や恐れは人間の生き延びようとする
本能を刺激します。

そして、ウイルス感染に
かかわる人や対象を
日常生活から遠ざけたり、
差別するなど、
人と人との信頼関係や
社会のつながりが
壊れてしまいます。



なぜ、嫌悪・偏見・差別 が生まれるのか

見えない敵（ウイルス）
への不安

敵はウイルス



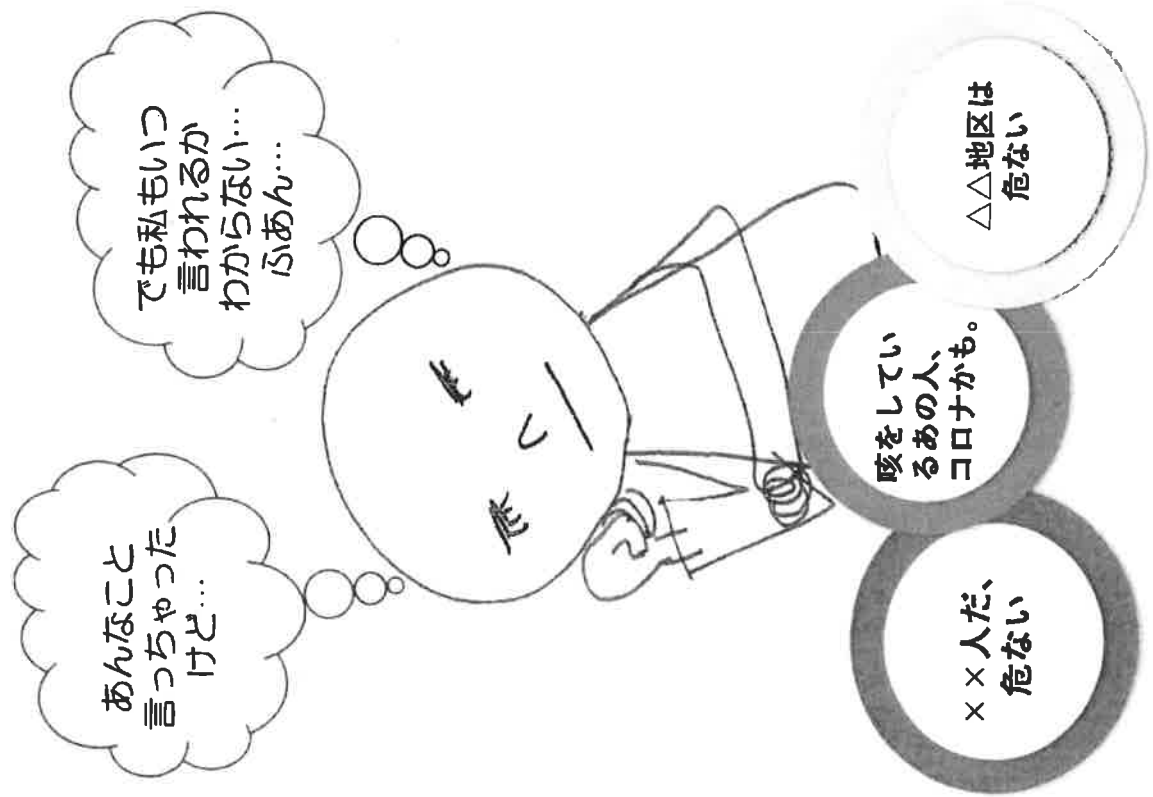
特定の対象を見える敵と
見なして嫌悪の対象とする

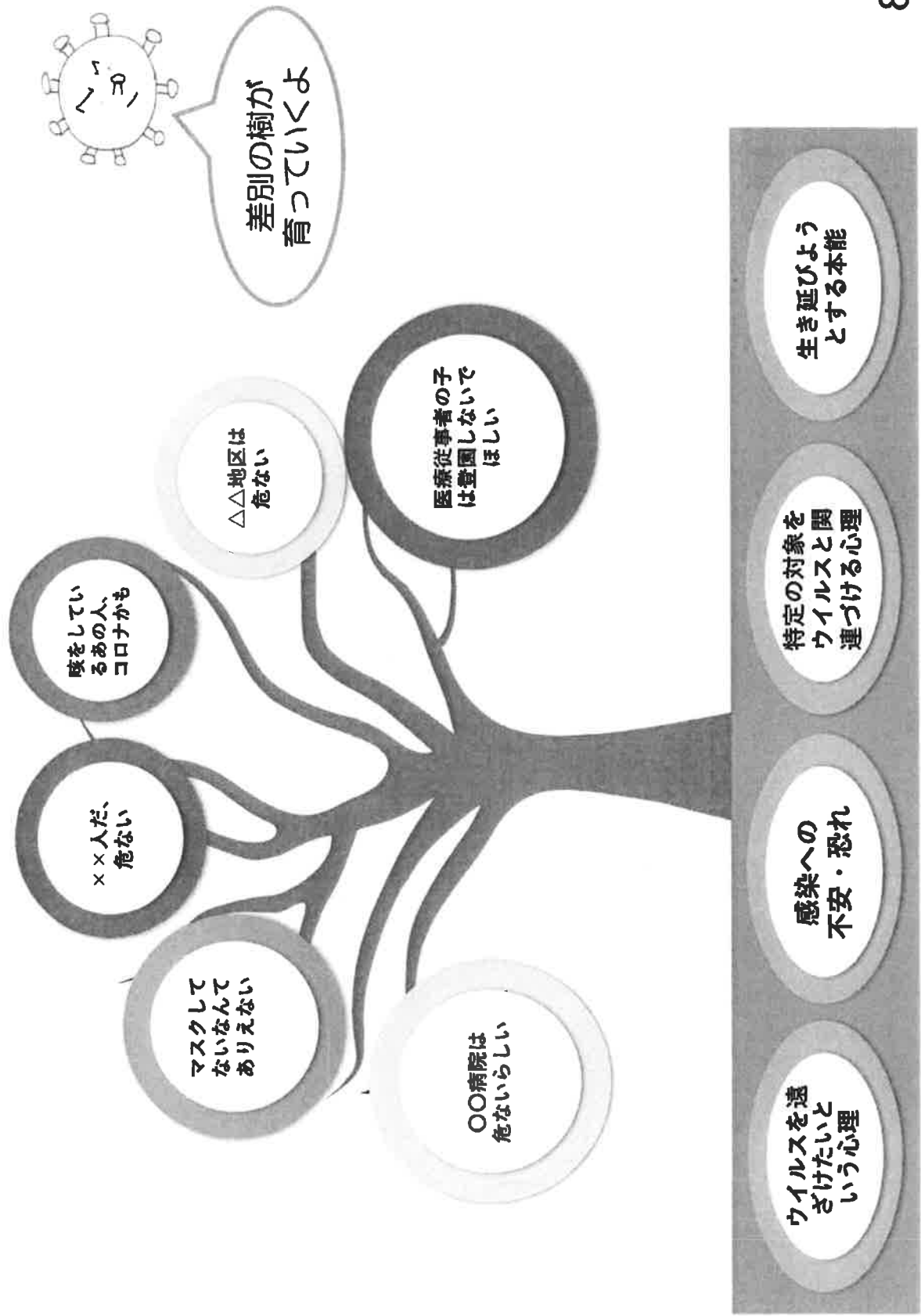
敵がすり替わってしまふ



嫌悪の対象を偏見・差別し
遠ざけることでつかの間の
安心感が得られる

本当の敵を見なくなる



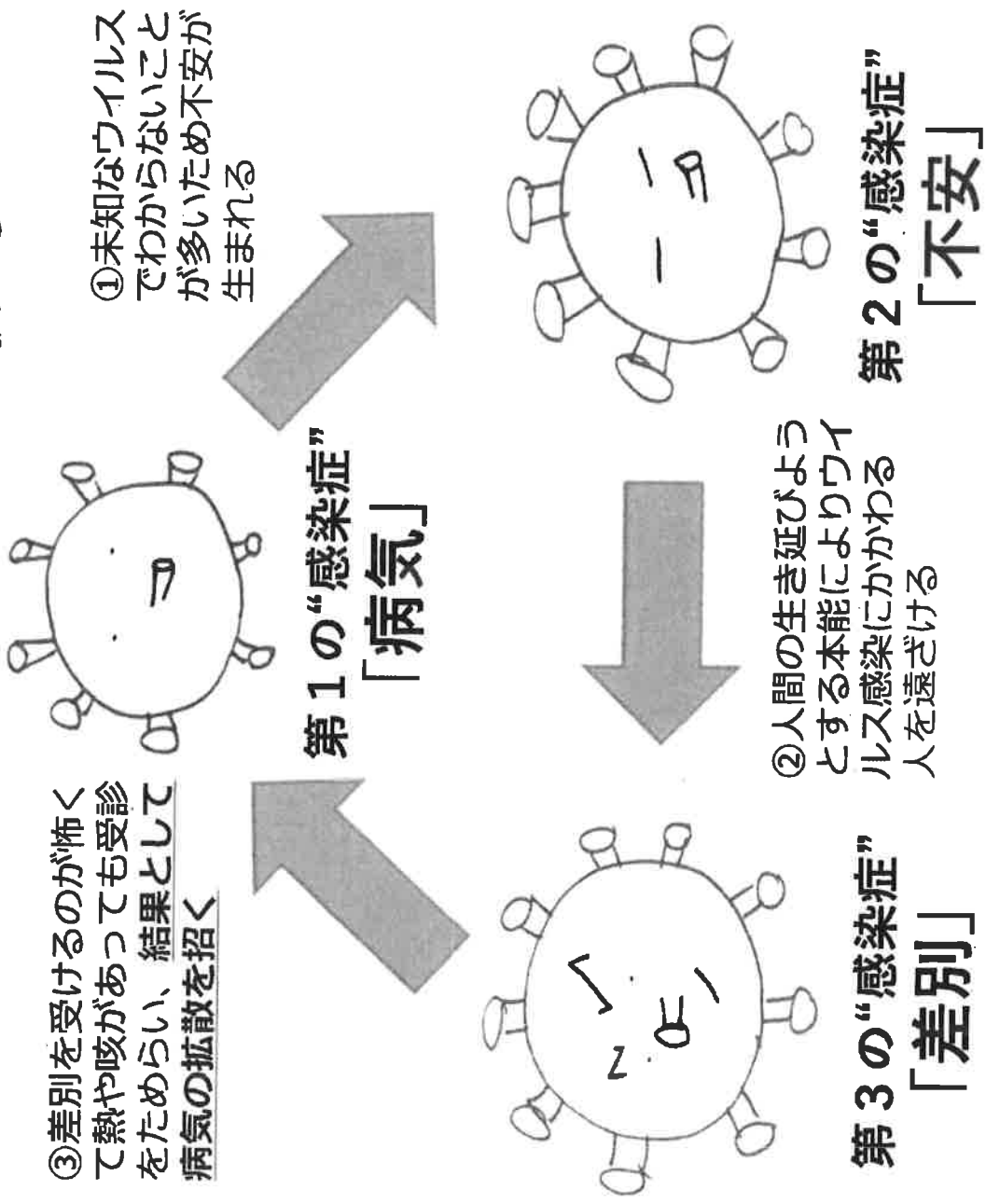


特定の人・地域・職業などに対して

「危険」「ばい菌」といったレッテルを貼る心理によって差別や偏見はおこります。

3つの“感染症”は どうつながっているの？

負のスパイラルで“感染症”が拡がる



この“感染症”の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながる事です。

皆さんも、

ウイルスに関する悪い情報ばかりに目が向いていたり、なにかとウイルスに結び付けて考えたりしていませんか？

「あの人咳してる・・・コロナなんじゃない」

「あの地域はコロナが流行っているからあそこのものを買つのはやめよわ・・・」

「熱があるけど怖いから黙つてよわ・・・」

このように思い、行動する人々から

“感染症”は広がつていきます。

これらの“感染症”を防ぐために、

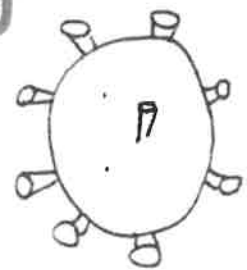
私たちはどのような工夫ができる

でしょうか？

うーん



第1の“感染症”を ふせぐために



一人一人が衛生行動を徹底しましょう。

「手洗い」

「咳エチケット」

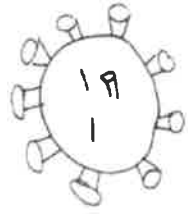
「人混みを避ける」

など、

ウイルスに立ち向かったための行動を、
自分のためだけでなく周りの人のため
にもすることが大切です。



第2の“感染症”に



ふりまわされなうために

不安や恐れは私たちの

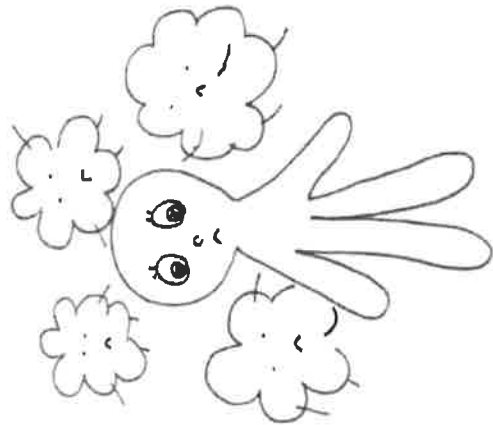
気づく力

聴く力

自分を支える力

を弱めます。

不安や恐れは身を守る為に必要な感情ですが、私たちがから力を奪い、冷静な対応ができなくなることもあります。



気づく力を高める

まずは自分を見つめてみましょい

- ・立ち止まって一息入れる。
(深呼吸、お茶を飲む)
- ・今の状況を整理してみる。
- ・自分自身をいろいろな角度から
観察してみる。
(考え方、気持ち、ふるまひなど)



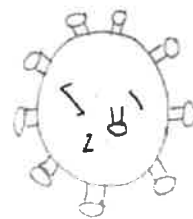
自分を支える力を高める

自分の安全や健康のために必要なことを見極めて自ら選択してみましよう

- ・ ウイルスに関する情報にさらされるのを制限し、距離を置く時間を作る。
- ・ いつもの生活習慣やペースを保つ。
- ・ 心地よい環境を整える。
- ・ 今自分ができていることを認める。
- ・ 今の状況だからこそできることに取り組んでみる。
- ・ 安心できる相手とつながる。

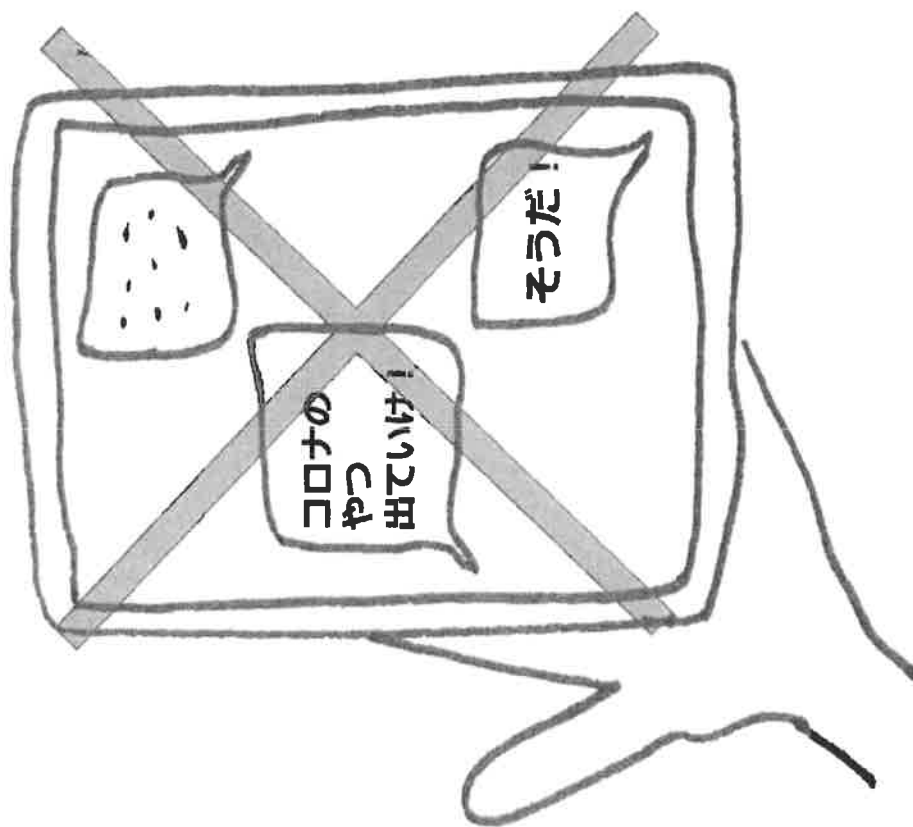


第3の“感染症”を ふせぐために



不安を煽ることは病気に対する偏見や差別を強めます。

- ・ 「確かな情報」を拡めましょう。
- ・ 差別的な言動に同調しなうようにしましょう。



第3の“感染症”を ふせぐために

みなさんそれぞれの場所で感染を拡大
しないように頑張っています。

- 小さな子どもがいる家庭
- 高齢者
- 治療を受けている人とその家族
- 自宅待機している人
- 医療従事者
- 日常生活を送って社会を支えている人

この事態に対応しているすぐの方々を
ねらい、敬意を払います。

まとめ

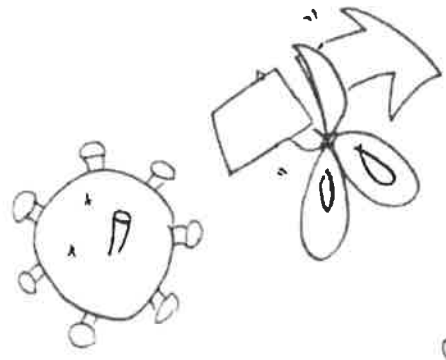
3つの“感染症”をみんなで
乗り越えていくために

このように、新型コロナウイルスは、3つの
“感染症”という顔を持って、私たちの生活に
影響を及ぼします。

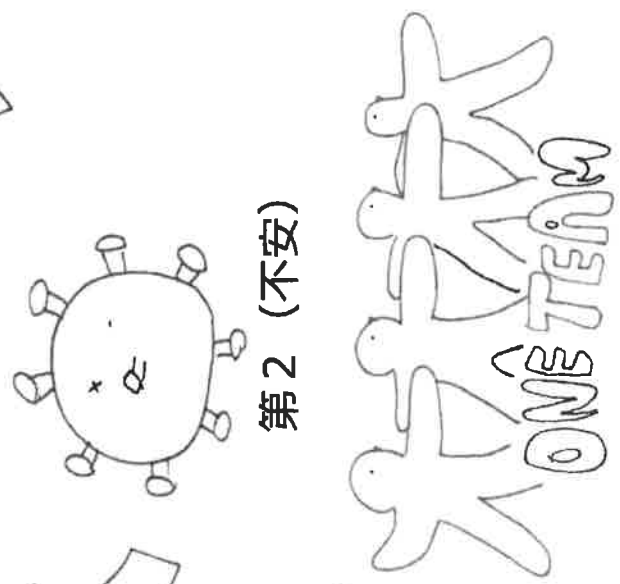
このウイルスとの戦いは、長期戦になるかも
しれません。

それぞれの立場でできることを行い、
みんなが一つになって負のスパイラルを
断ち切りましょう！

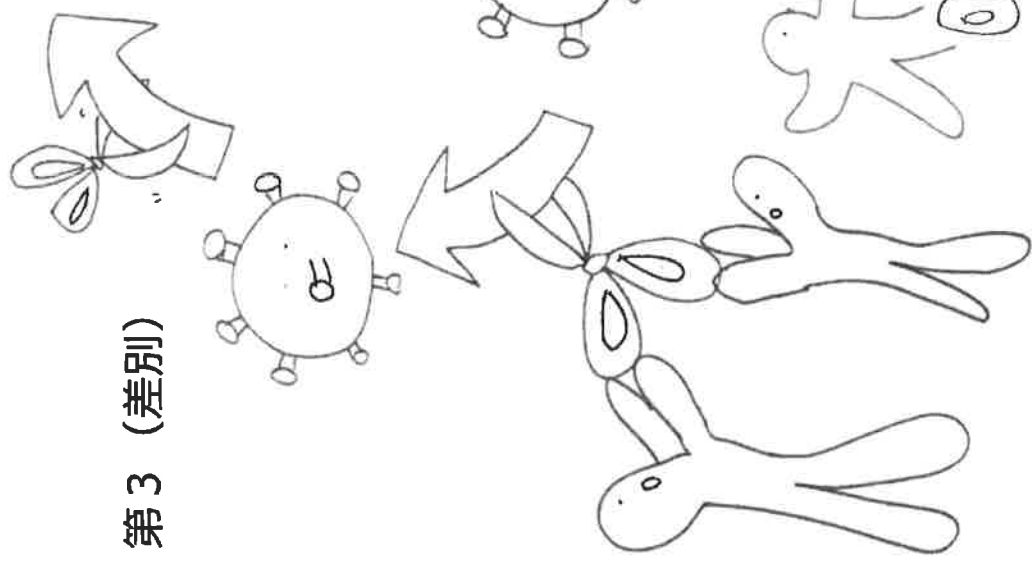
第1 (病気)



第2 (不安)



第3 (差別)



参考文献・資料

- EMDR EUROPE (2020) *CORONAVIRUS: WHAT IS HAPPENING? Guidelines on the psychological and emotional aspects*. Available at: <https://www.tacthellas.org/wp-content/uploads/2020/03/Guidelines-for-the-recent-Coronavirus-times.pdf> (Accessed: 2020/03/22).
- 国際赤十字・赤新月社連盟 心理社会センター (2014) *Psychosocial support during an outbreak of Ebola virus disease*. Available at: <https://pscentre.org/wp-content/uploads/2018/03/20140814Ebola-briefing-paper-on-psychosocial-support.pdf> (Accessed: 2020/03/05).
- 国際赤十字・赤新月社連盟 心理社会センター (2018) *A Guide to Psychological First Aid*. Available at: <https://pscentre.org/?resource=a-guide-to-psychological-first-aid-for-red-cross-red-crescent-societies> (Accessed: 2020/03/05).
- 国際赤十字・赤新月社連盟 心理社会センター (2020) *新型コロナウイルス(nCoV)のアウトブレイク下における支援スタッフ・ボランティア・コミュニティのための精神保健・心理社会的支援(MHPSS)*について Available at: <https://pscentre.org/?resource=mhps-ifrc-psc-covid-19-guidance-japanese> (Accessed: 2020年2月22日暫定版, 翻訳: 日本赤十字社).
- 国際赤十字・赤新月社連盟 心理社会センター, ユニセフ, 世界保健機関 (2020) *Social Stigma associated with COVID-19* (2020年2月24日版) Available at: <https://pscentre.org/?resource=social-stigma-associated-with-covid-19> (Accessed: 2020/03/20)
- 日本赤十字社 (2020) *新型コロナウイルス(COVID-19)に対応する職員のためのサポートガイド* (2020年3月10日初版).
- 森光玲雄 (2020) 「ウイルスによってもたらされる3つの感染症」日本赤十字社 (2020) *新型コロナウイルス(COVID-19)に対応する職員のためのサポートガイド* (2020年3月10日初版), pp.6より引用.

「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」

発行年月 2020年3月26日 初版

発行 日本赤十字社新型コロナウイルス感染症対策本部

©日本赤十字社 2020

We are One Team!!

【監修】

諏訪赤十字病院

森光 玲雄

国際赤十字・赤新月社連盟心理社会センター登録専門家

【執筆協力】

日本赤十字社医療センター

秋山 恵子 (イラスト)

伊勢赤十字病院

宮本 教子

本社 事業局

中井 茉莉

救護・福祉部

堀 乙彦

国際部

武口 真里花

災害医療統括監

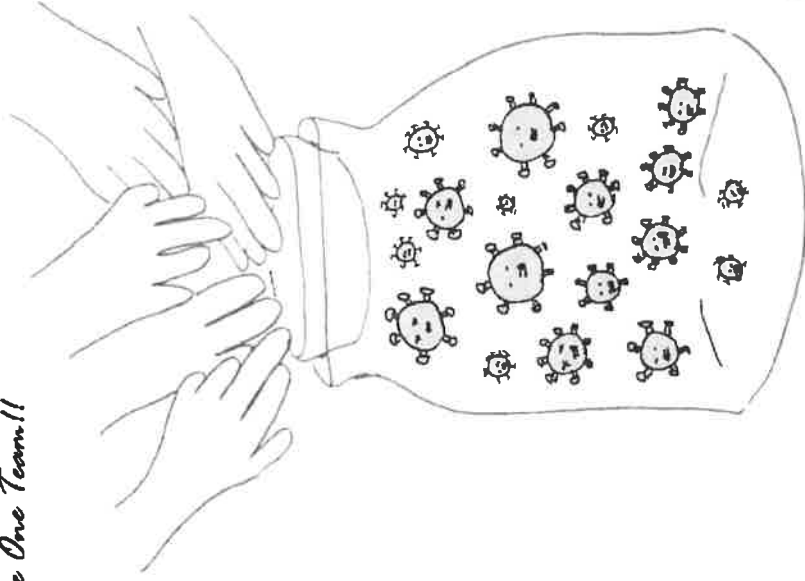
山内 友和

佐藤 展章

災害医療統括監

矢田 結

丸山 嘉一



弁護士が無料で相談に応じます

人権週間における

JFBA 日本弁護士連合会

新型コロナウイルスと 偏見・差別 プライバシー侵害 ホットライン

新型コロナウイルスが原因で偏見や差別を受けたり、プライバシーが侵害されたことが起きていませんか？

自分自身が被害を受けた、あるいは自分の身の周りでの差別などがあれば、ご連絡ください。弁護士会として、皆さんとともに、改善に向けて取り組みます！

SNSで個人名とともに「コロナを撒き散らした」と誹謗中傷された…

「病院の人は来店しないで」と言われた…

クルマに嫌がらせをされた。他県ナンバーだから？

検査で陽性になったら解雇された…



12月4日(金)10:00~20:00

5日(土)10:00~17:00



フリーダイヤル

さべつを

なくす

0120-320-794

上記は特設番号です。期間以外にご利用いただけませんので、ご注意ください。

メールでも24時間相談を受け付けます。

12月4日(金)~10日(木)

jfba-hotline@nichibenren.or.jp

回答にはしばらくお時間をいただくこともあります。

電話・メールのおずかしい

方に限り、ファックスでも相談可能です(12月4日・5日のみ)。

FAX 03-3580-2896

御提供いただいた個人情報は、本ホットラインの応答・連絡のために利用し、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。